

一般社団法人日本プロレスリング連盟 会員規約

第1章 総則

第1条（目的）

本会員規約は、一般社団法人日本プロレスリング連盟（以下「当法人」という。）の定款第3章に規定する会員制度について必要な事項を定めるものとする。

第2条（会員）

1 当法人の会員とは、当法人の目的に賛同して、指定する手続に基づき入会を申し込み、理事会にて入会を承認された団体であり、次の2種とする。

（1）正会員 当法人の目的に賛同して入会した以下の団体。

- ① A会員
- ② B会員
- ③ C会員
- ④ D会員

（2）賛助会員 当法人の目的に賛同してその事業を賛助するために入会した団体

2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

第3条（社員総会における議決権）

定款第16条で定めるところに従い、正会員は社員総会において以下のとおり議決権を有するものとする。

- ① A会員1名につき4個
- ② B会員1名につき3個
- ③ C会員1名につき2個
- ④ D会員1名につき1個

第2章 入会及び退会

第4条（入会）

1 当法人のD会員になろうとするものは、別に定める入会申込書及び必要書類を当法人に提出し、定款第34条第2項に定める理事会の決議（決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その3分の2を以上に当たる多数をもって行う決議）を得なければならない。

2 当法人のA会員、B会員又はC会員になろうとする者は、別に定める入会申込書及び必要書類を当法人に提出し、定款第34条第3項に定める理事会の決議

(決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その理事全員の同意をもって行う決議)を得なければならない。

3 前二項の規定に基づき理事会による入会の承認を受けた会員は、年会費を納入した日をもって会員の資格を取得するものとする。

第5条 (資格要件)

1 理事会は、正会員の入会の承認に当たっては、以下の各号に掲げる資格要件を満たしているかどうかを考慮して審査を行うものとする。ただし、第4号に掲げる基準については、他の基準を満たしている場合には、その他の事情を勘案し、緩和することができる。

- ① 入会時点において、プロレスリングに関する事業について、対価を得て定期的かつ継続的に活動している団体（アマチュア団体を除く。）を主催又は運営していること
- ② 法人格を有すること
- ③ 所属契約（選手が正会員の主催又は運営する団体に専属的かつ継続的に出場し、その対価として正会員から選手に対し固定の報酬を支払う契約であり、その契約期間が1年以上であるものをいう。ただし、雇用、業務委託などの契約形態は問わない。）を書面又は電磁的方法により締結している選手を1名以上擁すること
- ④ 直近の事業年度におけるプロレス事業による売上が5千万円以上であること
- ⑤ 第1号に掲げる団体の設立及び活動開始より2年以上経過していること
- ⑥ 所属選手・スタッフの人権尊重はもとより、コンプライアンスを重視していること
- ⑦ 健全な団体間競争を行いながらも、他の会員との対話と調和を重視し、プロレス界全体の発展を目指すという当法人のビジョンを共有できること

2 理事会は、賛助会員の入会の承認に当たっては、前項第1号、第2号及び第5号乃至第7号に掲げる基準を満たしているかどうかを考慮して審査を行うものとする。

第6条 (入会申込みの不承認)

当法人の会員になろうとする者が、次の各号のいずれかに該当することが認められた場合、理事会は入会の承認を拒否し、又は入会の承認を取り消すことができる。

- (1) 入会申込書又は必要書類に、虚偽の記載、誤記又は記入漏れのあった場合

(2) 入会承認後、承認の通知を受けた日から3か月以内に年会費の納入がなされない場合

(3) 過去に当法人から会員資格を取り消されたことがある場合

(4) その他、当法人が会員と認めることを不相当と判断した場合

第7条 (年会費)

1 当法人の年会費は、以下のとおりとし、入会の承認の通知を受けた日から3か月以内に納入するものとする。

- ① 正会員 (A会員) 20万円
- ② 正会員 (B会員) 15万円
- ③ 正会員 (C会員) 10万円
- ④ 正会員 (D会員) 5万円
- ⑤ 賛助会員 3万円

2 会員は、当法人からの請求に基づき、事業年度ごとに、会員種別に応じて前項各号の年会費を支払うものとする。なお、新たに入会した会員については、入会時点にかかわらず、入会時点の属する事業年度の1年分の入会費を支払うものとする。

第8条 (変更の届出)

1 会員は、その名称、会員代表者、住所、連絡先等、当法人への届出事項に変更が生じた場合には、速やかに所定の登録事項変更届を当法人に提出するものとする。

2 会員が、前項の変更申込みを行わなかったことにより、不利益を被った場合でも、当法人はその責任を一切負わないものとする。

第9条 (退会)

退会しようとする会員は、退会の3か月前までに、退会届出書を理事会に対して提出しなければならない。

第10条 (除名)

会員が総会決議により除名されたときは、当該会員は、代表理事がかかる除名の決定を当該会員に対して書面をもって通知したときに会員たる資格を喪失する。

第11条 (会員資格喪失後の権利及び義務)

1 会員の資格を喪失したものは、会員の資格に基づき本会より付与又は許諾された一切の権利を喪失する。

2 会員は、その資格を喪失した場合であっても、既に生じた年会費の支払義務を免れない。

第3章 権利及び義務

第12条 (会員の権利)

1 正会員は、次の権利を有する。

- (1) 当法人の社員総会における議決権。なお、議決権の数は会員種別に応じて、第3条に定めるところに従う。
- (2) 当法人の正会員であることを自らに関連する事業についてのホームページ、広告、パンフレット、催事、名刺等において示すことができる権利。

2 賛助会員は、次の権利を有する。

- (1) 当法人の賛助会員であることを自らに関連する事業についてのホームページ、広告、パンフレット、催事、名刺等において示すことができる権利。ただし、当法人の正会員であるかのような誤解を招いてはならないものとする。

第4章 規約の追加又は変更

第13条 (規約の追加又は変更)

1 本規約に定めのない事項については、理事会の決議により定めるものとする。

2 当法人は、理事会の決議により、本規約の全部又は一部を追加・変更することができる。

第5章 免責及び損害賠償

第14条 (免責及び損害賠償)

1 当法人の責めに帰すべきでない天災地変、戦争、テロ、暴動、労働争議、システムトラブル等の不可抗力により、やむを得ず会員の権利の全部又は一部を行使できなかった場合でも、当法人は会員に対し一切責任を負わないものとする。

2 会員間で紛争が発生した場合には、当該会員間で処理するものとし、当法人は一切責任を負わないものとする。

3 当法人が会員に対して損害賠償責任を負う場合であっても、その原因の如何にかかわらず、当法人は、間接損害、特別損害、逸失利益並びに第三者からの請求及び軽過失に基づく損害について、予見の有無にかかわらず、当法人が負う責任は会員が一事業年度に支払う年会費を上限とする。

4 会員が退会又は会員資格の取消し等により会員資格を喪失した後も、本条の規定は継続して当該会員に対して効力を有するものとする。

第6章 反社会的勢力への対応

第15条 (反社会的勢力への対応)

1 当法人は、会員が次の各号のいずれかに該当する場合、何らの催告をすることなく、社員総会の決議により、会員に対して、会員資格の取消しをすることができるものとする。

(1) 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団その他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」という。)に属すると認められるとき。

(2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき。

(3) 反社会的勢力を利用していると認められるとき。

(4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等の関与をしていると認められるとき。

(5) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(6) 自ら又は第三者を利用して、当法人又は当法人の関係者に対し、詐術、暴力的行為、又は脅迫的言辞を用いたとき。

2 当法人は、会員が自ら又は第三者を利用して次のいずれかに該当する行為をした場合には、何らの催告をすることなく、会員に対して、会員資格の取消しをすることができるものとする。

(1) 暴力的な要求行為

(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為

(3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

(4) 風説を流し、偽計を用い又は威力を用いて当法人の信用を毀損し、又は当法人の業務を妨害する行為

(5) その他前各号に準ずる行為

3 会員は、反社会的勢力のいずれにも該当せず、また、反社会的勢力が経営に実質的に関与している法人等ではないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。

4 当法人は、本条の規定により、会員資格の取消しをした場合には、会員に損害が生じても当法人は何らこれを賠償又は補償することは要せず、また、これにより当法人に損害が生じたときは、会員はその損害を賠償するものとする。

第8章 本規約の変更

第16条 (本規約の変更)

本規約の変更は、理事会決議による。

以上、当法人すべての会員に本規約を配布する。

附則 本規約は、令和7年1月20日から施行する。